

令和5年度第3回通常理事会議事録 概要

令和5年11月30日午前10時、当財団2階会議室において、令和5年度第3回通常理事会を開催した。

出席理事 7人（理事総数7人）

井上純一、高橋孝祥、岩崎由紀子、内山秀一、高橋佳久、田中國義、丸山孜

出席監事 1人（監事総数2人）

熊川泰成

議事録作成者

理事長 井上純一

司会者である総務施設課長が、本日の理事会は理事7人中7人の出席を得ているので、有効に成立していることの報告をした後、理事会運営規程第6条第1項の規定により井上純一理事長が議長となり、開会を宣した。

議長は、本日の議題は、議案として、「議案第3号決議の省略の方法による評議員会の目的である事項の提案」、「議案第4号基本財産の預入」、「議案第5号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の特例を定める規程」、「議案第6号電子計算組織運用管理規程の一部を改正する規程」、「議案第7号職員給与規程及び嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程」及び「議案第8号令和5年度収支補正予算（第1号）」の6案件と、報告事項として、「理事長及び常務理事の職務執行状況報告（9～10月）」の1案件であることを告げ審議に入った。

議案第3号決議の省略の方法による評議員会の目的である事項の

提案

理事長は、議案第3号決議の省略の方法による評議員会の目的である事項の提案について、当財団の理事長及び常務理事の報酬は、平塚市の一般職員の給料に準じて支給しており、国においては、国家公務員について、人事院勧告どおり、令和5年度の給与改定が行われ、この給与改定に準じ、市においては、令和5年11月29日の市議会定例会に関連議案を上程し、一般職給料表の給料月額改定を行ったことから、当財団においても評議員会に諮り、理事長及び常務理事の報酬月額の改定を行うものである旨並びに今回の提案は、市の関連議案が可決されたのを受けたものであり、さらに、評議員会を開催することなく、決議の省略の方法により評議員会の決議事項につき提案するには、事前に、決議の省略の方法により行うこととその提案内容について理事会の決議が必要とされていることから、提案するものである旨、説明した。

議長が諮ったところ、議案第3号決議の省略の方法による評議員会の目的である事項の提案について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第4号基本財産の預入

理事長は、基本財産のうち満期の到来する自動継続扱いの定期預金について、その元金を引き続き自動継続扱いの定期預金として預け入れるものである旨、議案第4号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第4号基本財産の預入について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第5号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の特例を定める規程

理事長は、議案第5号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の特例を定める規程について、総合公園臨時職員においては公園管理及び売店における業務上又は運営上の特殊性を考慮し、無期転換申込権が発生する有期労働契約の通算契約期間5年を超えた雇用をする必要があることから、スポーツ事業課総合公園管理担当に無期契約の臨時職員を特例的に置くことができるようにするため、制定するものである旨、議案第5号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第5号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の特例を定める規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案 6 号電子計算組織運用管理規程の一部を改正する規程

理事長は、議案 6 号電子計算組織運用管理規程の一部を改正する規程について、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理細則を電子計算組織運用管理規程の委任細則として制定したことに伴い、同細則を同規程第 7 条第 1 号に位置付けるものである旨、議案第 6 号別紙により説明した。

質疑応答ののち、議長が諮ったところ、議案第 6 号電子計算組織運用管理規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第 7 号職員給与規程及び嘱託職員の給料の額等に関する規程

の一部を改正する規程

理事長は、議案第 7 号職員給与規程及び嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程について、令和 5 年 8 月の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて平塚市一般職員の給与が改定されることに合わせ、当財団の職員の給料月額及び定年前再雇用短時間職員の基準給料月額並びに市を定年等により退職した後、当財団に雇用され、満 65 歳に達するまでの間にある嘱託職員の給料月額を改定するものである旨、議案第 7 号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第 7 号職員給与規程及び嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第 8 号令和 5 年度収支補正予算（第 1 号）

理事長は、議案第 8 号令和 5 年度収支補正予算（第 1 号）について、この補正は、令和 5 年 4 月の職員の異動による配置換えにより人件費の不足する事業が発生したこと及び当財団の職員の給与は平塚市の一般職に準じて支給しているが、市において一般職員の給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の見直しを行ったことから、当財団においても「職員給与規程」の一部を改正し職員の給料月額の上上げを行うほか、期末手当及び勤勉手当の支給率の見直しを行うことに伴い、必要な人件費を措置するものである旨、議案第 8 号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第 8 号令和 5 年度収支補正予算（第 1 号）について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況報告（9～10月）

常務理事は、理事長及び常務理事の職務執行状況報告として、令和5年9月から同年10月までの事業実施状況等について、職務執行状況報告書により報告した。

以上をもって全ての議案の審議及び報告が終了したので、議長は閉会を宣し、午前10時40分閉会した。